

公的研究費の運営・管理に関する行動規範

いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」という。）は、公的研究費の管理・監査に関する規程第7条6項により、学術研究の信頼性と公正性を担保し、JSCP が関係する学術研究に対する社会からの信頼の確保及び公的研究費の適正な運営・管理を推進するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 令和 3 年 2 月 1 日改正 文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日 最終改正：令和 5 年 12 月 22 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課）を基に、以下の行動規範を定める。JSCP の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者（以下「JSCP 職員」という。）は、以下の行動規範を遵守し、これを誠実に実行しなければならない。

1. JSCP 職員は、公的研究費の運営及び管理に当たり、関係法令・通知及び JSCP が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを理解し、これを遵守しなければならない。
2. JSCP 職員は、公的研究費が国民の税金や社会からの浄財等で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に運営及び管理しなければならない。
3. JSCP 職員のうち、研究に直接関わる者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な管理に努めなければならない。また、JSCP 職員のうち、研究に直接関わらない者は、JSCP が配分機関となる公的研究費については効率的かつ適正な運営を行わなければならない。また、その他の公的研究費については研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. JSCP 職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努め、使用上の指摘を受けた場合は改善を図らなければならない。
5. JSCP 職員は、公的研究費の管理に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. JSCP 職員は、公的研究費の取扱いに関する研修や説明会に積極的に参加し、関係法令等に関する新たな知識を習得するとともに、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。